

# 若越郷土研究

1206

## 藩政動揺期の諸問題

——越前藩の財政難を中心に——

三 上 一 夫

幕末における越前藩が薩・長・土・肥に比べ、決して優るとも劣らない雄藩としての十分な貫禄を備え、当時の緊迫した中央政局に大きな発言力を以て登場したことは周知の通りだが、かかる雄藩に共通した特質としては、領内重商主義を基調とする財政的基盤の安定の上に立つたことで、越前藩においても確かに藩主松平慶永を中心に革新的藩臣の強力な政策的エネルギーに支えられながら、いわゆる富国强兵<sup>①</sup>殖産興業が短期日のうちに予期以上の実効を収め、少くとも藩財政に関する限り著しい立ち直りをみせたことは注目に値するところである。<sup>②</sup>

三上 藩政動揺期の諸問題

ところがそれ以前の藩財政はどうかというところを金く収拾しようのないほどの窮迫した財政的「危機」<sup>③</sup>に立っていたといつても過言ではなく、その間の偽らざる実情は、齊善が第十五代藩主となった翌天保七年（一八三六）に、増高の儀について藩の留守居大道寺七右衛門から幕府あて提出した嘆願書により察知されるため、次にその大要を掲げたい。<sup>④</sup>

貞享の大法で極度の緊縮財政を余儀なくされたが、もともと領地自体が薄免の土地で収納米が少く、文政年間に二万石加増されて表高三十二万石となったが、豊凶平均すると実際には一カ年二十九万石程度の収納しかなく、「其後逐々入用高相嵩候而近年に至候而者年々二万六千兩程つつ不足相立」<sup>⑤</sup>つような窮状で、しかもさきに靈岸島の藩邸が類焼し、公金借入をはじめ家中半減借米、町在への御入金賦課により、ようやく藩邸が再建できたが、何分種々の出費がかさみ「元来不如意之勝手向弥増必至之難渋に落入、唯今にて者古借新借惣高九拾万兩余の借財に相成」、当用の運送金も滞るといふ当

惑至極の財政難にあえいでいる。

年々約二万六千兩の歳入不足をかこち、借財の総額が実に九十万兩に上るとあっては、全く救いようのない藩財政の実態を露呈したものと云える。<sup>⑥</sup>

ところどころかかる財政的行き詰りが決して一朝一夕でなくなったものでないことはもちろんである。すでに十七世紀の半ばすぎの寛文元年（一六六一）に全国の諸藩にさきがけて藩札を発行したこと自体が財政難に見舞われた何よりの証左であり、しかも同世紀後半の貞享三年（一六八六）のいわゆる「貞享の大法」<sup>⑦</sup>により、従来の所領四十七万五千石から一挙に二十五万石に半減されたことは、藩財政にとっても全く致命的な打撃を蒙ったと云えよう。

もちろん幕藩体制の下では、年を経るごとにますます財政悪化の途を辿ったのは、決して越前藩に限らず他の諸藩にもその程度の差こそあれ共通したところである。封建的土地所有の実現形態である生産物地代<sup>⑧</sup>貢租収奪の増徴策は、十八世紀半ばの宝暦期では全国的に完全な頭打ち状態となり、またこのころから明和期にかけて

## 三上 藩政動揺期の諸問題

は、領主と農民の階級対立の激化の表現である百姓一揆の昂揚がみられ、しかも反封建・斗争への質的転換までみられるに及び、いよいよ封建社会の体制的矛盾の表出とともに、その全構造的な危機に見舞われることになる。

そこでこの危機的様相の集約的表現である領主財政の視角から、拙稿ではかかる封建的危機への領主的対応策として、御用金借金政策、借米、倭約令の三点にポイントを置いて考察し、越前藩の藩政動揺期における財政難の基調を追究することにした。

## 二

徂徠学派の経学方面の継承者で経済の論策をよくした太宰春台が、延享元年（一七四四）の「経済録拾遺」の冒頭に、諸藩が財政難にともない家中の借米や領民、富商からの御用金徴収をさかんに行ない、しかも借金がますますかさみその返済ができず赤字財政に苦しんでいる事情を次の通り明快に指摘している。

近來諸侯大小となく国用不足して貧困する事甚し。家臣の俸禄を借る事、少きは十分の一、多きは十分の五、六也。これ

にて足らざれば国民より金を出さしめて急を救ふ。猶足らざれば、江戸・京・大坂の富商大賈の金を借る事、年々に已ます。借るのみにて返すこと稀なれば、子亦子を生みて、宿債増多すること幾倍といふことを知らず。

これは享保から延享にかけての十八世紀前半の実情を伝えたものであるが、もともと近世封建社会においては、その成立の当初から商業資本の活動範囲につき止められて、封建制度の根底に横たわる数々の矛盾を急速に激化させていったのである。

その最も端的な現われは、いわゆる幕藩体制なる政治的仕組が強制する参覲交代制と種々の大名助役が、貨幣経済・商業資本への依存を決定的ならしめたことで、藩主の江戸在住にともなう膨大な貨幣支出は、藩財政をたちまち赤字化させていった。

かかる江戸入用がその年々の歳出のなかでどんな比重を占めるかにつき、江戸後期の経世学者海保青陵が「諸大名共に国用の半は江戸入用なるもの也と江戸にても云ふことなり」と述べ、江戸入用が国用全体の半ばにもなるという実情を訴えている。

一例を長州藩にあげると、すでに寛永二十年（一六三三）における江戸の諸経費は銀一、二六〇貫一〇〇匁であり、藩地及び京都、大坂の合計は銀一、三二六貫七〇〇匁で藩全体の所要経費のほぼ半分を占め、しかもこれを当年の総収入一、二五三貫三九七匁と対比すれば、それを超すほどであり、差引不足分の一、三三三貫四〇〇匁とあわせ考えると、その不足分は概ね江戸の諸経費に該当する額だと云える。

また隣藩の加賀藩にしても、元禄十一年（一六九八）には江戸での支出が四、八四四貫に上り、国元及び江戸での収納銀四、〇九九貫をはるかに上回るもので、国許での支出八、六二一貫、京都、大坂での支出一、〇九三貫計九、七一四貫は、すべて借銀に仰がねばならぬという窮状を示すわけである。

そこで越前藩の財政面の歳出入の実態を示す恰好の史料が「享和二戌年御本払御積帳」（一八〇二）にみられるので、まずその内容を調べたうえで、江戸入用が歳出面でどんな比重を占めるかを考えたい。

越前藩の知行高（内高）は三〇三、六九

三石(註、新田改出とも)であるが、そのうち地方知行・寺社領(六八、〇九〇石)五〇〇石以下知行(六七、一九〇石)役料(七、二〇〇石)切米・扶持米・合力米など(九二、三一六石)及びその他の米払い(一四、八九九石)を加えた計二五四、六六五石を差引いた残高四九、〇二八石が御台所高になるわけで、その高の三ツ二歩五厘(三二・五%)収納とし、これに免違之出米・地子米・詰返上米・小物成・運上銀・三国口銭など、さらに八歩御借米一八、〇〇〇俵(七、二五八兩余)を加えた計三二、七〇四兩が歳入となる勘定である。「表(1)」を参照)

これに対して「御入用」(歳出)の方はどうかと云うと、江戸入用が二九、八六四兩、国元入用と京都・大坂入用とを合わせて一〇、六三七兩一歩、それに年賦元入及び利足(四、九七三兩三步)町在頼母子利金(一、三〇〇兩)などを加えた全入用が四六、七七四兩で差引一四、〇七〇兩が不足するわけで、しかもこのさい歳入の二二%にも当る借米七、二五八兩余を歳入に加算しなければ、不足額はさらに激層するとは云うまでもなく、甚しい赤字財政の実

態が明瞭にうかがわれる。

ところで歳出面では江戸入用二九、八六四兩が最も大きな比重を占め、国元・京都・大坂入用の計一〇、六三七兩の約二・八倍の多額に上っており、また全入用四六、七七四兩の約六割以上にも及ぶこととなる。またこの江戸入用は全歳入三二、七〇四兩の約九一%を占めるわけで、藩財政にとり如何に大きな負担になつていゝかがわかる。

以上のような財政事情は決して享和二年の特例ではなく、天保四年(一八三三)の例でも江戸入用が三三、四七一兩二歩で、国元入用一四、四五七兩三步の約二・三倍<sup>⑭</sup>であり、その後は藩政改革で江戸入用を極力節減したにも拘らず、弘化二年(一八四五)では三〇、七三七兩と、さきの天保年間<sup>⑮</sup>の分に比して僅かしか減少しないのである。

### 三

かかる江戸入用にとまなう赤字財政に対しては勢い借金政策をとらざるを得ず、とくに幕府の用命や江戸藩邸の再建、修築などの臨時的支出には、領内町在に対する御用金賦課や領内外の富商、御用達、両替商

などからの大口借入れによらねばならないのが実情であった。

その顕著な例として、寛保三年(一七四三年)八月幕府用命による日光廟修復のため、藩では歳入総額の約二倍にも当る計六万五千兩という巨額の御用金を町在へ賦課したうえ、家中に対しては、「兼而勝手不如意、去年無<sup>レ</sup>抛借米増申付、面々困窮弥増氣之毒候共不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>止事、又々借米増申付候」(『国事叢記』七)として、知行・俸禄・扶持などの大中削減を行うほか、御奉行加藤武右衛門が京都へ御金才覚に出向かねばならなかった。

また享和二年(一八〇二)一月幕府より隅田川筋川浚を命ぜられ、領内に三万兩の御用金を賦課したところ、偶々江戸常盤邸が罹災したので川役は免除されたが、藩邸再建のため御用金を五万兩に増額するとい<sup>⑯</sup>う有様で、このようにしばしば見舞われる藩邸の罹災による再建や修復に要する出費だけでも藩財政を如何に圧迫したかがわかるであろう。

そこで元禄十二年(一六九九)より天保六年(一八三五)までに至る領内町在から

享和2年(1802)經常歲出入調(越前藩) 表(1)

項 目		高	備 考
内 高		303,693石	新田改出とも
地方知行・寺社領・500石以下知行 ・役料・切米・扶持・合力米その他 米払い等差引残		Ⓐ 49,028石	御台所高
Ⓐの32.5%収納		Ⓑ 39,835俵	年貢率 3ツ2歩5厘
Ⓑ+免違之出米		Ⓒ 42,735俵 兩歩 (17,231.3)	免違之出米(2,900俵)
歳 入	Ⓒ 定米	17,231.3	(6,667俵)
	地子米・詰返上米等	2,688.1	
	小物成・運上銀等	3,526.	
	三國口銭・その他	2,000.	
	八歩借米	7,258.	
計		32,704.	(18,000俵)
歳 出	江戸入用	29,864.	
	国元入用	10,637.1	
	大坂入用		
	年賦元入・利足	4,973.3	
	町在頼母子利金	1,300.	
計		46,774.	
差 引 不 足		14,700.兩	

三上  
藩政動揺期の諸問題

(註) 「享和二戌年御本払御積帳」(村田氏寿編『会計之部』松平文庫)により作製

の御用金徴収につき、『国事叢記』『続片  
龔記』『福井県史』『越前編年録』(松平  
文庫・福井県立図書館蔵)『越前歴史』  
(同上)など関係史料により管見するだけ  
でも、表(2)の通り、計二十一一件、総額  
四六五、七二〇兩に上るが、そのうち幕府  
からの用命および藩主の江戸在府にともな  
う諸経費調達をめぐすものだけでも、計十  
一件、金額で二七八、二二〇兩と全体の約  
六割を占めており、この種負担が藩の赤字  
財政にますます拍車をかけたことは極めて  
明白である。

しかもかかる江戸諸経費が完全な貨幣経  
済の上に営まれていた以上、前述の御用金  
による調達に加え、江戸富商からの借金に  
も大きく依存せねばならなかったのでは  
ある。

しかしこの種借金政策にも次第に行詰っ  
てきたとみえ、寛延元年(一七四八)正月  
御家老本多道好から各奉行に下した書状に  
も「然者各存知之通江戸表莫大之御物入  
共に付、他国御才覚等果敢く、敷無レ之、  
不レ及ニ是非一何も評議之上、又々御用金申  
付事候」と、江戸を含めた領外富商からの  
借金が全く意の如くならない窮状を訴えて

領内町在への御用金賦課状況 表 (2)

〔貞享3年(1686)～天保6年(1835)〕

三上

藩政動揺期の諸問題

年 代	月.日.	御 用 金	理 由
元禄12 (1699)	9. (閏)	10,000 <sup>両</sup>	(県)
宝永 1 (1704)	4.	21,000	普請手伝 (編) (県)
〃 5 (1708)	2.	5,000	幕府からの用命 (県)
〃 〃	6.	11,000	(県)
〃 7 (1710)	7.	15,000	(県)
正徳 1 (1711)	2.	3,500	(県)
享保 1 (1716)	5.	30,000	幕府御霊屋の普請手伝 (県) (編)
〃 12 (1727)	8.	5,000	勝手不如意 (県)
元文 1 (1736)	6. 18.	18,000	江戸普請 (編) (国) (越) (県)
寛保 1 (1741)	9. 25.	30,000	前年の大洪水など (越) (国)
〃 3 (1743)	8. 28.	65,000	日光廟手当用金 (編) (国) (県)
寛延 1 (1748)	1.	55,000	勝手不如意 (越) (国)
宝暦 4 (1754)	5. 14.	25,000	(越)
〃 8 (1758)	夏	15,000	札元準備金不足のため (県)
明和 5 (1768)	2.	16,220	参観交代費に窮す (県)
〃 〃	2. 22.	18,000	(片)
安永 1 (1772)	3.	18,000	江戸常盤橋屋敷焼失 (県)
享和 2 (1802)	1.	50,000	江戸常盤橋屋敷再建のため (県) (越)
文化 3 (1806)	6.	15,000	江戸用邸建築のため (県)
〃 〃	9. 14.	12,000	上屋鋪類焼のため (片)
天保 6 (1835)	4.	28,000	幕府御手伝のため (県)
計		465,720	

(註) 福井県史二…… (県) 国事叢記…… (国)  
 続片聳記…… (片) 越藩編年録…… (編)  
 越藩歴誌…… (越)

・御用金額につき史料の間に一部若干の相違がみられる場合は、県史、国事叢記または続片聳記の記載の額によることとした。

いる。事実明和五年(一七六八)六月、十二代藩主重富が帰国のための旅費に窮し、江戸富商に借金を申込んだが断われ、藩士の真剣な努力でようやく三千兩の借入れができたことが伝えられている。<sup>16)</sup>

つまり江戸町人十一人を召呼んだが、応じたのはわずか四人で、「拝領物等被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、必至<sub>ニ</sub>御頼<sub>ニ</sub>付様々仕候得共、不<sub>レ</sub>相調<sub>一</sub>」という有様で、藩主は六月二日夜目付の一柳新九郎を寝所に呼んで、五日にはどうでも江戸を出発したいから是非とも才覚するよう命じた。そこで一柳新九郎は「一命を懸相働相調不<sub>レ</sub>申候ハバ、御屋敷江再罷帰間敷由」云い切って、富商の栗原喜三郎、大橋屋忠七、丸屋治左衛門、播磨や新右衛門を夜中たたき起し、必死の懇請でようやく三千兩の借金が決ったのである。

このような事実を、越前藩として江戸富商からの借金が極めて難しくなった何よりの証拠であろう。

## 四

一方この明和年間になると、前述の表(2)にみられる領内町在への御用金賦課にしても、領民の強い不満や反対を買い、

ついには明和五年(一七六八)三月のいわゆる「明和の越前大一揆」を惹き起す大きな原因の一つとなったことに注目したい。<sup>17)</sup>

すでに明和期以前において御用金賦課反対を明確に打ち出した一揆として、延享元年(一七四四)二月の強訴(註・福井城下・前年の寛保三年八月日光廟手当用金六五、〇〇〇兩賦課による)や寛延元年(一七四八)二月のみの虫騒動(註・足羽地方、福井城下・同年一月勝手不如意を理由とする五五、〇〇〇兩賦課による)などがあり、明和五年二月に至り藩主が江戸に参観する費用に窮し町在に一六、二二〇兩の御用金を課したことで、累積した領民の不満が遂に爆発する恰好となる。

同年三月下旬から四月上旬にかけて福井城下を中心に惣百姓一揆<sup>18)</sup>全藩一揆の形で展開し、そのピーク時には農民や都市細民の総勢二万人にも及ぶと伝える大規模なものにふくれ上ったのであるが、このさいとくに注目すべきは攻撃の対象が藩御用達や特権商人に向けられ、徹底した「打ちこわし」がかけられたことである。

それら御用達のなかには藩財政の中樞た

る札所元締をつとめる美濃屋喜左衛門、新屋三郎右衛門、紙屋新兵衛などが含まれており、とくに美濃屋の如きは、その年が凶作にも拘らず大量の米穀を買占めて他国へ移出したことが領民の奮慨をまねき、大一揆の直接の導火線ともなる。<sup>19)</sup>

また別の史料が伝えるところでは、財政担当の奉行が六軒の御用達に正米を買占めさせ両者が結託して利得を恣にしたとしているが、たしかに一揆諸要求のなかに「御役人御貪着の事」、「役人私欲蠱扇の事」、「町人どもの内悪み深き者の事」の三条項が含まれているのは、その間の偽らざる実相を端的に物語るものと見做さざるを得ない。

困窮する藩財政が御用達に対する借金政策に大きく依存することから、藩としてできるだけかれらに年貢米の取扱いを認めねばならず<sup>20)</sup>これは勢い米穀買占めによる米価高をまねき、とくに農民や都市細民を苦しませることになるが——しかもこのさい藩役人が御用達の利得の一部にあづかることも関連して、ますます領民のうらみを買うわけである。

ところでこの大一揆では、そのはげしさを加える過程のなかで藩側はついに一揆側の要求に屈して「才覚金」の免除を指示し「御用金御免、又牢入茂御免」を申渡して御用金賦課を取りやめざるを得なくなつたが、この明和期以降において領内町在からの御用金調達に極めて困難となつた事情は、表(6)および表(7)のグラフによつても明瞭である。

このように江戸富商からの借金や領内御用金調達の深刻な行詰りからすれば、残された借金の道は、京都や大坂の上方商人に求めざるを得ない勘定となる。

## 五

これより先、寛文九年(一六六九)四月勝見からの火災で本城を灰燼し城地のほとんどが焦土と化したため、藩では幕府に懇請して銀九千百貫を借りたが、一方大坂の富商より資を借り之を諸士以下商賈に貸下げて造作に資せしむ」と『福井県史』が伝えているところから、すでに十七世紀後半において大坂富商からの借金の実績があったことが判かる。

その後貞享三年(一六八六)には「上方商人に対し用金の返附し難きを述べ」と伝

えるなど、当時京都、大坂の豪商よりかなりの借金を仰いでおり、しかも「貞享の大法」という藩政はじまって以来の困難な局面に遭遇して、借金返済の見通しが難しくなつた苦しい財政事情がうかがわれる。

ところが十八世紀に入り享保年間になると大坂や京都の商人で福井を訪れて藩より拝領物まで受けるものが現われてくる。

享保二年(一七一七)六月十五日には浪花町人肥前屋長作及び肥前屋喜兵衛が藩主に拝えつし、離福のさいには絹・紙などの拝領物をささぐり、ついで享保四年(一七一九)にも再訪し、八月四日に福井御泉水で饗応されている(『国事叢記』五)。

寛保二年(一七四二)には大坂町人津輕屋彦右衛門が以前の拝領物の謝礼に献上物をたずさえて来訪、藩の評定所で料理接待を受け、同年十月十九日には京都町人増田屋庄左衛門が、その前年に二十人扶持を給された謝礼に訪れている(『前掲書』七)。

また延享元年(一七四四)三月九日には大坂の天王寺屋手代が越前屋(註・越前屋市郎右衛門)の口添で来訪、勘定所で料理

接待を受け綿・御金の拝領物をもらっている(『前掲書』八)。

このような上方商人のしばしばの福井来訪が、越前藩の借金に関連することは容易にうかがわれる。

そこで宝暦八年(一七五八)三月一日には、大坂の富商でかつ藩御用達をつとめる牧村清右衛門、五郎右衛門一行が来訪している。

藩主重昌へは立聞三掛(紅浅黄紫箱入)手綱三筋(縮緬フクサ染箱入)十本入扇子箱を献上、また御家老中、御中老中へはそれぞれ、晒扇子三本入、御用人御奉行へは扇子三本入砂糖一曲三斤入を贈ったので、五日には勘定所で料理接待を受けた。さらに十日には「御泉水ニ而御料理被下、種々御馳走、御奉行中並御勝手五人」(『国事叢記』十一)という念の入つた饗応ぶりである、しかも藩では次のような拝領物を贈っている。

牧村兩人にはそれぞれ相御紋御上下一具、桐御紋御小袖一ツ、鳥子紙二百枚、兩人の番頭・手代橋本長右衛門には相御紋御上下一具、御国絹一疋、清右衛門の手代富田喜兵衛には御国絹一疋、白銀三枚、五郎

右衛門手代浅田治兵衛、清右衛門手代飯田新藏、吉村新兵衛の各自に御国絹一疋、金五百疋を給するなど御用達への拝領物としては先例のないような厚遇措置をとっている。

これも牧村両人が、その前年の宝暦七年（一七五七）大坂の廻米御蔵宿に藩から委嘱されており、さらに月二千両の江戸仕送りを受けているところから、蔵米販売に結びつく大口借金が行われていることによると考えられる。

かかる御用達は藩の財政的視角からは極めて重要かつ貴重な存在であり、「牧村二人江家老中よりも一種返礼被ニ相送」、近年如レ此結構之御取扱無レ之候<sup>②⑥</sup>とまで云われ、同年三月十二日には牧村兩人にそれぞれ五十人扶持、その番頭・手代の橋本には十五人扶持、清右衛門の手代の富田には五人扶持、五郎右衛門の手代浅田には三人扶持、清右衛門の手代飯田にも同じく三人扶持を給されている。

ところで宝暦八年（一七五八）夏、札元準備金不足のため領内に御用金一万五千両を課したところ、牧村がこれを一手に引受

けて調達したため領民が大いに喜んだと『福井県史』が伝えており、同年暮の十二月には牧村兩人に対して「其方共儀御勝手向出精相勤奇特ニ思召候」と新たに高三百石を給与、翌九年（一七五九）三月牧村清右衛門が福井に再訪の折には破格の歓待をしている。

高三百石といえは越前藩では百家にみたない高禄であり、かかる優遇措置を講じたことは、かれら御用達が如何に藩財政に大きな影響力を与えていたかがわかる。

また宝暦十年（一七六〇）五月には牧村兩人（註、宝暦八年札所元締となる）が宝鈔（銀札）の背面に私印を捺してはじめてその信用を保持したとの伝えまである位だが、同年突如札所元締をやめさせられ、新たに米屋善四郎、新屋三郎右衛門、美濃屋喜左衛門など領内の有力な御用達十八名が任命されたのである。

その原因については記録の上でははっきりしなかったがつかめないが、当時の狂歌に「牧村は御国をつめにきたれ共、金銀なくてけいばかりしや」とか、「難波からたま

す狐が二つきて、金はこんく／＼札はわびく<sup>②⑦</sup>」など牧村兩人への強い反感を示すようなものがあるところから、領内御用達より反ばつて買おうような事情があり、藩もそれを黙殺できずにやむなくとつた措置とも思考される。

## 六

牧村兩人は確かに藩財政には重要な存在であり、相当な影響力を持っていたが、かれらの系譜をみると「本百姓ニ而大庄屋ト云者也」という新興富商クラスに入り、大坂町人としては鴻池屋、加嶋屋、嶋屋などの有名両替商には到底及ばなかったのである。

藩ではすでに宝暦九年（一七五九）三月越州屋市郎右衛門を「大坂御蔵屋鋪」の御蔵守に、藩役人の小算福田伝兵衛を「大坂御屋鋪守」に任じたことは、大坂廻米を一段と促進する態勢が出来上った証左でもあり、かかる廻米を元利返済の引当としての借金政策により、なるべく多くの有名両替商に働きかけて、大名貸の対象となる実績を創出、確保する必要にせまられたわけである。<sup>②⑧</sup>



ところが廻米量はどうかと云うと、直接借金の元利払いと結び付け得るものは、年間一—二万石程度と推定されるが、これは他の諸藩に比して僅少であり、大坂両替商に對し廻米を返済の引当とする借金取引を有利に推進することは甚だ困難で、はかばかしくいかなかつた模様である。そのためについては幕府に働きかけ、その強権にすがつて大坂両替商の大名貸を求めるといふ強引な仕方までとられているが、『国事叢記』においてその経緯の概要がうかがわれる。

明和七年（一七七〇）に至り、藩主重富は実家の一橋家を通じ幕府に對して藩庫の財政窮迫の実情を強く訴えたのである。つまり同年二月二十日家老の狛帯刀と奉行の一柳新九郎（註、明和五年六月の江戸における借金成功により目付より奉行に昇進）を江戸に派遣して、「公儀御役方江御頼、大坂ニ而有徳之町人御頼」というやり方で折衝に當つた。

そこで一柳新九郎は実際には「御用筋様子克相働、諸方度々出會ニ付、奨束入用之由、依レ之御内々御帷子ニツ拝領仕」（『

国事叢記』十五、七月十三日の条）という風に、関係筋に懸命な努力をしたようだが、両替商との表向きの交渉にはたえず幕吏が當つてゐる。

「江戸御頼御用掛り」として、老中松平右近将監、側衆水野豊後守、勘定頭小野日向守、町奉行曲淵甲斐守、大坂奉行（註、東西両町奉行）室賀山城守、神谷大和守の六名の名がみえ、一方「御金御頼大坂町人」即ち借入先の大坂両替商、富商としては二十名の多数に上つてゐる。そのなかには鴻池屋善右衛門、鴻池屋又右衛門、鴻池屋善八、三井屋八郎右衛門、加嶋屋十郎兵衛、嶋屋市兵衛など著名な両替の名がみえている。

借金の総額は三万兩であつたが、これら両替商は極めて警戒的な態度をとり調達をしぶつたので、十二月十一日に至り、「松平右近将監殿より、調達延引之旨申參、役所ニ而早速調達可仕由、廿人之者被ニ仰渡二」という強制的な用命の手段が直接幕府權力によつて行使され、そのため「甚御威光之御事、御用金同受取扱也。尤大金故教納を立調達之筈」という予期以上の成果

を収めることができたのである。

ただ問題は、越前藩として直接自主的に大坂の有力両替商に頼談しては借金できず、幕府による強制的な用命手段をからなければ調達できなかったことで、容易に大名貸の対象になり得なかつたところに、借金の元利返済能力までが危惧されるような藩財政の窮迫した実情がうかがわれる。

しかし、かかる幕府権力を媒介とした借金政策の一応の成果を契機として、その後有力両替商よりの借金の道が曲りなりにも拓かれたこと、および大坂借金の真剣な努力のあとは次に掲げる文化七年（一八一〇）正月「江戸御国大坂當時御取扱在之御借金」のうちの「大坂御借金」三万二千二百十六兩二歩（註、同年中元利返済分四千四百八十二兩三歩を含む）の内訳からも明らかである。

○大坂御借金

享和二年調達二千兩の内

一金四百四十四兩二歩

鴻池善右衛門  
鴻池又右衛門  
鴻池善五郎

文化元年調達金

## 三上 藩政動揺期の諸問題

- 一 金三千両 右 三人  
 文化元年調達  
 一 金二千両 右 三人  
 文化三年千五百両調達の内  
 一 金千両 御借居 右 三人  
 文化四年調達  
 一 金千五百両 御借居 右 三人  
 文化六年五人連中調達二万両の内  
 一 金三千九百九十両 右 三人  
 文化三年二千両の内  
 一 金八百九十三両 加嶋屋久右衛門  
 享和二年五千両調達の内  
 一 金三千三百四十両 御借居 加嶋屋久右衛門  
 文化四年調達  
 一 金二千両 御借居 右 同人  
 文化四年調達 但公金御借入  
 一 金千五百両  
 文化六年五人連中一万両調達の内  
 一 金三千三百二十両 右 同人  
 享和二年調達二百両の内  
 一 金百両 嶋屋市兵衛  
 文化四年当座調達  
 一 金五百両 右 同人  
 文化三年十一人連中の内市兵衛調達百両の内  
 一 金六十六両二歩 右 同人  
 文化六年五人連中二万両調達の内

- 一 金三百七十両 右 同人  
 文化三年七百両調達の内  
 一 金六百三十両 吉田喜兵衛  
 文化六年  
 一 金百六十二両三歩二分七厘 近江屋助左衛門  
 寛政十二年五千両御札所御越向調達の内  
 一 金四千両 加嶋屋久右衛門  
 炭屋善五郎  
 (以下略)

以上の通り大坂両替商から借入れて文化七年正月現在で借金残高としてあげられるものが、加嶋屋久右衛門については享和二年(一八〇二)調達に分で三、二四〇両(五、〇〇〇両調達のうち)、文化三年(一八〇六)の分が八九三両(二、〇〇〇両調達のうち)、文化四年のが二〇、〇〇〇両、文化六年(一八〇九)ので三、三二〇両(五人連中一〇、〇〇〇両調達のうち)計九、五五三両と大坂借金全体の二九%を占めている。また炭屋善五郎、加嶋屋久右衛門の兩人には寛政十二年(一八〇〇)の調達金五、〇〇〇両のうち四、〇〇〇両の借金残高がみられ、鴻池屋の善右衛門、又右衛門、善五郎三人の場合は享和二年の分で四

四四両(二、〇〇〇両調達のうち)、文化元年のが五、〇〇〇両、文化三年のもので一、〇〇〇両(一、五〇〇両調達のうち)、文化四年ので一、五〇〇両、文化六年のが三、九九〇両(五人連中調達一〇、〇〇〇両のうち)で計一、九三四両と全体の三七%にも及ぶのが注目される。  
 そのほか嶋屋市兵衛については享和二年の分で一〇〇両(二〇〇両調達のうち)、文化四年のが五〇〇両(当座調達の内)、文化三年ので六六両(十一人連中のうち市兵衛調達一〇〇両のうち)、文化六年のが三七〇両(五人連中一〇、〇〇〇両調達のうち)で計一、〇三六両となり、近江屋助左衛門には文化六年調達に分で一六二両の借金残高がみられるわけである。  
 しかもこれら両替商から借入れてすでに元利とも全額返済済みの分——その借金高は前述の史料からはつかめないが表掛を考慮に入ると、大坂借金だけでも相当な額に上るとみられる。

## 七

越前藩としては年を追うて逼迫する財政難のため精一杯の借金政策を余儀なくされたのは当然で、とくに十九世紀以降の借金

残高はますますかさむ一方となっている。文化七年(一八一〇)では、総額一三八、五〇六兩三步に上り、そのうち国元借金五五、七七五兩一步が最も多く全体の四二%を占め、ついで江戸借金が五〇、五一五兩で三五%、大坂借金の三二、二一六兩二歩が二三%となっている。ところで同年中に、年賦返済、利足渡し、及び「御廻米を以て元利の方へ御返済」分を差引いた翌年への繰越借金高は、国元が三〇、八八四兩、江戸で四二、九七八兩三步、大坂が二七、七三三兩三步、計一〇一、五九六兩二歩となる。これが弘化四年(一八四七)になると、表(3)の通り借金総額が八七三、五七一兩余と文政七年に比べ六・三倍にふくれ上り、同年中の返済分を差引いた八四八、二五九兩余が翌嘉永元年への繰越借金高となるが、これは年間収入の約二十九年分に相当する巨額の借財を背負い込んだ勘定で、前述の天保七年藩から幕府へ差出した増高についての嘆願書のなかの「古借新借惣高九拾万兩余の借財」とする訴えは、決して政策的に誇張した数字ではなかったのである。

しかも江戸借金については、文化七年の

三上 藩政動揺期の諸問題

文化7年・弘化4年借金比較表〔越前藩〕 表(3)

(A) 文化7年 (1810)			(B) 弘化4年 (1847)			弘化4年の増加分	
	両	%	大坂 (京都をむ)	両	%	(B)-(A)	(B) (A)
			江戸			両	倍
大坂	32,216	23	江戸	199,288	22	167,072	6.1
江戸	50,515	35	御国 その他	380,281	44	324,506	6.8
御国 その他	55,775	42	計	873,571	100	735,065	6.3
計	138,506	100					

(註) 「文化7年年正月江戸御国大坂当時御取扱在之御借金」及び「弘化4末年御借財御取立」(村田氏寿編『会計之部』松平文庫)により作製。(両以下の端数は切捨てた)

場合総額五〇、五一五兩のうち上野御料物金(一、〇〇〇兩) 関東御郡代所・御貸付方(四、二〇〇兩) 蝦夷地御役所(三、〇〇〇兩)の計八、二〇〇兩が公金借入の残金で全体の一六%を占めるのが、弘化四年になると、御金蔵(六四、五〇〇兩) 馬喰町〔註、貸付役所〕(四三、八二〇兩) 信楽城(一、六一一兩一步) 猿屋町〔註、会所〕(四、〇〇〇兩) 銅座御役所(一〇、八五〇兩) など計一四一、七八一兩の公金借入の残高がみられ、江戸借金<sup>⑦</sup>二九四、〇〇二兩の四八%と約半分を占めるなど公金への依存度が極めて高まってきたのが特徴となる。

この点江戸借金にしても、藩財政の極めて悪化した事情の故に、富商、両替商など商業資本<sup>⑧</sup>高利貸資本からの借金が極めて困難になったものとみられる。しかも弘化四年になると藩政中期ごろまで借金の主たる対象であった「御国町在御内用達新古調達」の分が一一四、二三八兩と全体の一三%にすぎない比重をみせており、領内での御用金賦課についても甚だ困難となるなど、領内、江戸、大坂を問わず藩の借金政

策自体がいよいよ行詰りの限界に近づいたものと見做さざるを得ないであろう。

## 八

このようにますます深刻化する赤字財政に対処して、前述の御用金Ⅱ借金政策とならんで、家中の知行・扶持を継続的に削減して藩庫の収入の増加をはかるいわゆる借米政策が強引にとられたのである。帆足万里の「東潜夫論」にも「近來の諸侯は多く臣下に半禄又は三分の二を与ふ」と指摘するように、江戸中期以後さかんに封禄の削減を行なったことは諸藩に共通してみられるが、越前藩においても表(4)の通り十八世紀以後はしばしば借米の強制措置がとられる。

とくに十九世紀に入り、「家中半減」の借米措置が目立ち、しかも数力年の長期間にわたる場合もみられる。

例えば寛政五年(一七九三)四月には七力年の借米を布告し、同十二年(一八〇〇)に至りようやく半減御免となったが、さらに二年後の享和二年(一八〇二)一月には三力年の「家中半減」を申渡している。また文政十二年(一八二九)七月には七力年の借米としたが、その期限完了後間

もなく天保八年(一八三七)五月に三力年の布告を出しており、同十年にはさらに三力年の延長を申渡すなど借米政策の強引な継続を試みている。

しかも諸月番への書付には、きまつて「甚御氣之毒ニ思召候へ共、不レ得レ止趣申上候付、今度御借米増被ニ仰付一候」とか「一統困窮至極之段、甚御苦勞被ニ思召一候へ共、不レ被レ得レ止右之通候」、<sup>④</sup>「御家中茂兼而甚困窮之趣、御承知被レ遊御苦勞ニ被ニ思召一候得共……」<sup>④</sup>といった工合に家中の生活困窮は十分承知しながら借米政策をとらざるを得ない旨の文句がみられるのである。

云うまでもなく借米は家中に対する大巾減俸措置にひとしく、かれらの生活困窮にますます拍車をかけるが、このさい注目されるのは、家中の消費生活をできるだけ節減させるための儉約令が頻発されたことである。

藩勢に大きな影響を与えた「貞享の大法」の翌貞享四年(一六八七)より嘉永六年(一八五九)に至る約一世紀半の間に出された儉約令(註、口達の分も含む)につい

てみると、『国事叢記』や『続片輿記』『福井県史』『越藩歴史』に明記されるものだけでも表(5)の通り総件数三十七件に上っている。そのなかには農民や町在の領民一般への分も若干含まれるが、大多数は家中を対象としたものである。

その発布状況を見ると、表(6)の通り十八世紀以降とくに同世紀後半の宝暦・明和期(一七五一―一七一)にかけてピークを形成するが、この時期に至って藩財政が愈々深刻化するなど封建社会の体制的矛盾が明瞭に表出することと関連づけ得ることは興味深いところである。

また表(7)のグラフの通り、儉約令の発布が前述の借米とほぼ平行して行なわれているのは、借米による家中の困窮は直ちに藩勢に大きく響くだけに、生活全般の緊縮を要求し、かれらの階級身分の保持に躍起となったとみるべきであろう。

その内容については共通した部分が目立ち、供と乗物、衣類、食事振舞、贈答音信、道具・武器の制限はじめ婚禮、法事の簡素化、奉加および家屋新築、造庭の禁止など生活の細部にわたり奢侈の禁止と儉約の徹底をいましめている。

## 借米の布告状況 表(4)

〔貞享3年(1686)～弘化元年(1844)〕

三上

藩政動揺期の諸問題

年 代	月.日.	期 間	備 考
享保20 (1735)	7.11.		(越)
寛保 2 (1742)	7.		(越)
寛保 3 (1743)	8.23.		日光宮修覆のため (国)
宝暦 6 (1756)	閏 11.16.		(国)
宝暦 8 (1758)	8.29.		(国)
宝暦11 (1761)	3.16.	3ヶ年	家中半減 (越) (片)
明和 2 (1765)	7.20.		(国)
明和 5 (1768)	2.22.		都合8歩通借米 (片)
安永元 (1772)	3.16.	3ヶ年	家中半減 (越) (片)
寛政 2 (1790)	1.29.	1ヶ年	家中半減 (片)
寛政 5 (1793)	4. 5.	7ヶ年	家中半減 (越) (片) (寛政12年より半減御免)
享和 2 (1802)	1.20.	3ヶ年	家中半減 (越) (片)
※文化元 (1804)	3.20.		半減を免じ1600万石以上 8歩借米とする (越) (片)
文政 7 (1824)	6.28.	3ヶ年 (200石以上) 1ヶ年 (200石未満)	家中半減 (越) (片)
※文政 9 (1826)	6.20.		代替にかかわらず借米を 免ぜす (片)
文政10 (1827)	1.16.		家中半減 (片)
文政12 (1829)	7.5.	7ヶ年	家中半減 (片)
天保 8 (1837)	5.25.	3ヶ年	家中半減 (片)
天保 9 (1838)	2.16.		家中半減 (片)
天保10 (1839)	2.30.	3ヶ年	家中半減 (片)
弘化元 (1844)	7.	4ヶ年	家中半減 (片)

(註) 『国事叢記』(七～十五)及び『続片鱗記』(三～五)

『越藩歴誌』(二～七)

国事叢記……(国) 続片鱗記……(片)

越藩歴誌……(越)

※印の分は借米の布告件数には含まない。

倭約令の布告状況表(5)

〔貞享3年(1686)～嘉永6年(1853)〕

年 代	月.日.	備 考
貞享 4 (1687)	6. 9.	百姓へ在々御条目(倭約の規定を含む)(県)(片) 家中へ定(倭約の規定を含む)(国)
正徳元 (1711)	11.21.	家中へ御簡略を仰出さる(越)(国)
正徳 3 (1713)	閏 5. 8.	家中へ御条目(国)
享保13 (1728)	1.	倭約申渡(県)
享保18 (1733)	1.	藩主自筆して倭約の法をとらしむ(越)(県)
享保19 (1734)	7.22.	同上(越)
元文 3 (1738)		百姓へ倭約令(片)(県)
元文 6 (1741)	2.11.	家中へ倭約をすすむ(越)
寛保 2 (1742)	7.20.	家中へ倭約令(越)(片)(国) 百姓へクク
寛保 3 (1743)	3.15.	倭約口達(国)
延享元 (1744)	2.23.	触(倭約に関するもの)(国)
延享 3 (1746)	12. 7.	御直筆による倭約令(国)
寛延元 (1748)	7. 9.	7ヶ年間の倭約を令する(越)
寛延 3 (1750)	6.20. 11. 1.	家中に倭約をすすむ(越) 節約口達(国)
宝暦元 (1751)	3. 29.	倭約申渡(越)
宝暦 2 (1752)	11. 7.	倭約を令する(越)
宝暦 6 (1756)	4.11.	倭約を令する(国)
宝暦 8 (1758)	2.16. 10.	倭約令布告(国) 倭約をすすむ(県)(国)
宝暦 9 (1759)	4.11.	倭約を令する(国)
宝暦10 (1760)	12. 12.11.	農民へ節約をすすむ(県) 倭約を令する(国)
宝暦14 (1764)	1.16. 5.25.	倭約を令する(国) 倭約について家中への訓示(国)
明和 3 (1766)	6.20. 8.16.	倭約令を布告(国) 重ねて倭約を令する(国)
明和 5 (1768)	7.13. 11.26.	倭約を仰渡す(国) 倭約を申付ける(越)(国)
明和 7 (1770)	5. 5.29.	手書を以て10年間の節約を励行(県) 倭約申渡す(越)(国)
天明 8 (1788)	6. 1.	倭約令を出す(越)(片)
寛政 2 (1790)	1.15.	10年間倭約をすすむ(片)
享和 2 (1802)	1.	家中へ倭約を命ずる(県)
文化14 (1817)	1.20.	家中へ御貸銀ならびに倭約を命ず(越)(片)
文政 7 (1824)	1. 5.	御供廻り等減少し、千石以下持馬御免とする(片)
文政 9 (1826)	6.20.	倭約を命ずる(越)(片)
文政10 (1827)	閏 6.29.	藩主自筆による倭約令を出す(越)(片)
文政11 (1828)	3. 3. 3. 4.	町在へ倭約の御触を出す(片) 家中へ御触を出す(片)
文政12 (1829)	9.	倭約令を布告(片)
天保 8 (1837)	5.	倭約令を出す(片)
天保11 (1840)	3.13.	倭約令を出す(片)
弘化元 (1844)	7.	手書して倭約を命ず(県) 藩士に倭約を勧説する(片)
嘉永 6 (1853)	8. 9.	節倭令を出す(片)

(註) 国事叢記……(国) 続片鞆記……(片)

福井県史……(県) 越藩歴誌……(越)

(同一年代の分は一件とみなす)

三上  
藩政動揺期の諸問題

御用金・借米・儉約令の件数比較表 表 (6)

〔貞享3年(1686)～嘉永6年(1853)〕

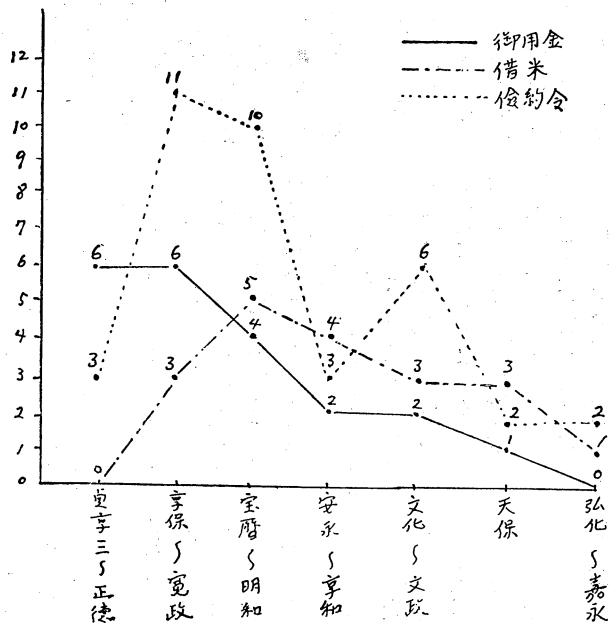
三上  
藩政動揺期の諸問題

年	代	御用金賦課件数	借米件数	儉約令件数
貞享3～	正徳 (1686～1715)	6	0	3
享保～	寛延 (1716～1750)	6	3	11
宝暦～	明和 (1751～1771)	4	5	10
安永～	享和 (1772～1803)	2	4	3
文化～	文政 (1804～1829)	2	3	6
	天保 (1830～1843)	1	3	2
弘化～	嘉永 (1844～1853)	0	1	2
計		21	19	37

(註) 『国事叢記』(二～十五) 『続片鱗記』(三～五)  
 『福井県史』(二) 『越藩編年録』  
 『越藩歴誌』(二～七)〔但し卷之二は『越藩貴耳録』(松平文庫)所収)  
 ○藩政の画期と見做される貞享3年(1686)〔貞享の大法〕を起点とした。  
 ○御用金賦課は領内町在に対するものに限る。

御用金・借米・儉約令の件数比較グラフ 表 (7)

(貞享3年～嘉永6年) 註、表(6)により作製



このように生活の極端な緊縮を強いる儉約令——その効力については甚だ不徹底に終る場合が多かつたようだが——はかたりの不評をまねくのが実情であり、また決して家中の経済的困窮の根本的な救済策となり得ないことは云うまでもない。

幕末における藩政改革の路線設定に重要な役割を果たした横井小楠も、「大節儉を行ふて衣食住を初不益を省き有用を足す事なれ共、不益を省ひて猶足らざれば遂に有益を省くにいたる」と論じ、大節儉を行なつても結局縫策の域を出ず、根本的な救済は到底覚束ないことを率直に認めている。しかもかかる論策は、小楠にかぎらず当時の革新的な藩臣によって支持されたことを見通すことはできない。

## 九

以上越前藩の藩政動揺期における諸問題として、とくに財政難に対する領主的対応につき、町におよび富商への御用金賦課、家中の借米および儉約令に焦点をしばって考察した。

江戸後期の町人学者として著名な山片蟠桃の享和二年（一八〇二）の著作にかかる

『夢の代』には、「今の諸侯米価何程貴しと雖国用足らず、故に三年五年の貢物税を一年に得るとも補ふべからず」と諸藩に共通した深刻な財政難の実相を指摘しているが、越前藩においても前述の丁度同年の歳出入状況が示すように、相当な収支アンバランスの赤字財政を露呈するのである。

このさい歳出面で最も大きな負担となるのは、参覲交代や大名助役にともなう「江戸入用」で、国元・京都・大坂入用の三倍近くにも及び、一方歳入全体の額の九割までも占めるとあつては赤字財政を招くのは当然で、かかる江戸入用が歳出全体に占める割合からみると、他藩に比べはるかに深刻なことを認めざるを得ない。

これは越前藩が親藩としての格式から、とくに江戸での出費がかさんだものと考えられるが、他方藩財政にとつて大きな打撃となつたのは、貞享三年（一六八六）の「貞享の大法」で、そのため他藩に比べいち早く封建制の体制的な矛盾と危機に見舞われたとも云えよう。知行高の半減にとまなういわゆる「御台所高」の急減は、その補てんのために御用金賦課の政策を強引に進めざるを得なかつたのである。

ところが僅少な大坂廻米量では、廻米を元利返済の引当とする借金政策にも難航する始末で、大坂の有力両替商との頼談にしても藩単独の力では容易にととのわず、前述の通り明和七年（一七七〇）の如きは幕府の強権的な用命手段をからねば御用金調達ができないという窮迫した財政事情に追い込まれた。

また領内の町在に対する御用金政策にしても、あいつぐ賦課のためしばしば百姓一揆の反撃に見舞われるなど、この種政策が時代が下るに従つてますます行詰りをみせたことは、表（7）のグラフによつても明らかである。

一方、領内外の御用達や富商に対する借金政策により、藩権力と商業資本と高利貸資本との共生関係を創出、保持していくのに躍起となつたことも論述したところだが、これとて決して財政難を救う手だてにはならず、かえつて借金の増加に拍車をかけたことは云うまでもない。

さらには歳入面の財源をふやす仕法として、家中を対象とする借米政策を強引にすすめる、しかもそれにとまなう家中の生活困窮には、あいつぐ儉約令の発布により極度



の緊縮を強制し、かれらの階級身分の維持をはかったが、これとて単なる縫製策の域を出るものではなく、かかる領主的対応の仕方こそまさに封建的・反動の一面を暴露したものと見做さざるを得ないのである。

ところでかかる藩体制の動揺をおしすめる大きな要因として、農村における商品生産のたゆまぬ成長、展開が指摘されるが、事実それが封建制の基盤をゆるがし、しかもそこから貢租体系を行詰らせ、財政の不均衡を増大させることにもなるため、藩として今度はかえって国産奨励に乗出し、一段と農民的商品生産をおし進め、その成果を運上、冥加錢、口錢の形で特権商人(問屋)の支配する流通機構を通じて吸い上げる藩専売制にも着目することになる。<sup>④</sup>

越前藩の専売制の皮切りは十八世紀末の寛政十一年(一七九九)で、布帛類会所を設けて糸商人に領内産の糸類、布類を買集めさせ、これを地売・他国売ともに改印を受けさせ、「改印形無し之絲売買之儀者勿論質物たりとも堅取扱致間敷候」とし、判賃を運上銀として徴収する仕法を行なった。

三上 藩政動揺期の諸問題

その後藍玉を輸入して藩の専売したり、領内産の紙や鎌についても特権商人問屋に強力な統制をしき、運上銀の増徴を試みたが、これは明らかに自主的な商品生産の成長を藩権力が掌握し、それら生産者を全国の商品経済から完全に遮断して自己に隷属させ、生産物を安価に買占めて生産者の利潤を根こそぎに収奪するものに外ならない。

従って「毫毛の利も餘さぬ様に手を付け<sup>⑤</sup>」ような専売制の仕法では、かえって商品生産の自主的發展を抑圧して、生産者を行詰らせることになり、いわゆる「民富」の上に立つ「国富」の成果は全く期待できないことになる。

この点につき、横井小楠もその具体例を彼の出身の肥後藩の蠟専売に求め、「国家の大害は聚斂の利政より甚敷は無く一たび国を憂ひ民を憐むの心起るときは第一に貨殖の筋を止めざれば一日片時も安らかなる心無き事なり」と厳しく批判するが、事実越前藩の場合も専売制による好影響がたちまちにして失われ、藩財政の再建強化どころかますます窮乏の一途を辿り、しかもその間天保期をピークとする大々的な百姓一

<sup>④</sup> 揆にも悩まされ、ついに前述の通り弘化年間になると総額九十万兩近くの借財を背負いこみ、まさしく財政的危機にたち至った恰好となる。

ここに於ていよいよ安政期の本格的な藩政改革が日程に上ることになるが、越前藩が雄藩としての新しい局面を迎えるためには、橋本左内や横井小楠の富国策により啓発された由利公正が藩財政にかかわり、彼を中心とする革新的藩臣が担ういわゆる「由利財政」の下で、「当藩内物産を拡張すべしとは即ち民を富ますの術で、民富めば国富むの理である」との理論的根拠により強力に推進する富国策Ⅱ殖産興業をまたねばならないわけである。

註

- ① 拙稿「由利公正の富国策について」『藩政改革の財政面を中心に』(『若越郷土研究』十二の二、昭和四二・三)『福井県郷土誌懇談会編』所収)において、橋本左内や横井小楠の少なからざる影響のもとに藩財政にかかわった由利公正が、生産資金融通による財政政策Ⅱ殖産興業の実をあげた具体的仕法について考察した。
- ② 『福井県史』(二)五六頁

## 三上 藩政動揺期の諸問題

- ③ 天保年間に至り領主財政が破局的状態に追いやられたのは他の諸藩にもみられ、例えば仙台藩の天保五年(一八三四)の借金は七〇万余両に達し、また薩摩藩の場合もすでに文政末で五〇〇万両に及んでいる。〔土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』(昭28 弘文堂)二二二―二四頁〕
- ④ また長州藩では、天保九年(一八三八)には遂に九万二、〇二六貫余に上り、天保十一年(一八四〇)の經常歳入額に比べると負債総額は実にその二十四倍にもなっている。〔田中 彰『幕末の藩政改革』(昭40 塙書房)一三一頁〕
- ⑤ 六代藩主綱昌が病のため、幕府は「御大法モ有リ之付而越前守領国被ニ召上ニ候條左様可ニ相心得ニ旨」を伝えて封地没収、先代昌親が名を吉品と改めて再勤した。拙稿「百姓一揆の質的転換について——明和の越前大一揆の解明を中心に——」(歴史教育研究会編『歴史教育』昭42・11号所収、日本書院刊)において、明和五年の大一揆のめざす要求内容や攻撃対象からみて、まさしく反封建斗争の形態をとり、歴史上質的に新段階を画するものであり、しかもそれへの藩権力の対応の仕方からみて、幕藩体制の封建構造がいよいよ解体期に入ったことを論述した。
- ⑥ 『日本経済叢書』(巻六、二八九頁)
- ⑦ 奈良本辰也「近世封建社会における商業資本の問題」(『近世封建社会史論』昭23 高桐書院)七頁
- ⑧ 『日本経済叢書』(巻十八、五七五頁)
- ⑨ 三坂圭治「萩藩の財政と撫育」五四―五七(奈良本辰也『近世封建社会史論』一四頁所収)
- ⑩ 金井 圃「藩政」(『日本歴史新書』昭37)八五頁
- ⑪ 「享和二戌年御本払御積帳」(村田氏寿編『会計之部』松平文庫〔福井県立図書館蔵〕)
- ⑫ 「天保四巳年一ヶ年御本払指引凡積」(村田氏寿編『前掲書』)
- ⑬ 「弘化二巳年江戸御入用仕方」(村田氏寿編『前掲書』)
- ⑭ 『福井県史』(二) 四八頁
- ⑮ 『国事叢記』(十五) 明和五年六月二日の条
- ⑯ 拙稿「百姓一揆の質的転換について」(『前掲書』)において、明和の大一揆の展開過程を詳述した。
- ⑰ 明和五年二月の町在への御用金一六、二二〇両(『福井県史』(二)三九頁)賦課に對し、『続片鹽記』(三)では「明和五年二月二十二日」御家中へ都合八歩通御借
- ⑱ 米、町在へ御当用金一万八千兩被仰付」とあり、才賞金に若干の相違がみられる。大一揆の關係史料のうち、『続片鹽記』(三)には「(三月)廿九日二万人斗罷出」と出動人数まで伝えている。
- ⑲ 明和五年は凶作で三月二十一日には福井輕町人より餓米願が出たが、これは福井城下の米穀が枯渇したに拘らず、明里御蔵米七千俵ばかり三国湊に輸送されており、しかも御用達の美濃屋喜左衛門の如きは大野辺にて五千俵ばかり買占め、それを他国に輸送したため、米価も「段々高直に成る」という有様で、これが大一揆の直接の発端となったわけである。
- ⑳ 島崎 圭「福井藩に於ける百姓一揆史の研究」のなかで、市立福井図書館主催の郷土史料展覧会の出品中に発見したとする「北国侍要太平記」(古写本、十卷)の内容を紹介しているが、一揆側の生々しい動向を伝え、とくに藩役人と御用達の特権商人とが結託するような共生関係がうかがわれて興味深いのが、残念ながら現在その史料の所在が不明である。
- ㉑ この大一揆の諸要求は明和五年五月十二日の藩よりの正式回答である「百姓共江申渡覚」によりその具体内容が察知できる。「今度、百姓ども願ひ奉る趣、段々御聴に

- 達し候段、御聞届遊ばされ、御吟味の上、御裁許仰せ付けらるる箇条」とし、十六ヵ条を掲げている。〔『国事叢記』(十五)』
- 『福井県史』(二)四三頁) また『越藩史略』(十三)では「(五月)十三日高知郡役所ニ於テ士民等ニ会シ請訴スル所既ニ公聞ニ達スルノ由ヲ告グ」と述べ、『続片鱗記』(三)は、「高知中帰着の上百姓とも願之趣とも有レ之に付五月十二日より村々へ書付を以被ニ申渡レ左ノ通」とし、十六ヵ条をあげている。
- 御用達が年貢米の取扱いについて藩から優先的に認められたとみられる一例がある。それは明和四年八月三国の小針屋五郎兵衛が、米穀一万俵の買付けとその領外移出を理由に、「音大地を動し天にひびき、諸人驚申候」〔『新保二番戸記録』(『三国町史』四五八頁)〕と伝えるほどのげいしい打ちこわしをうけたが、かれは宝暦十年(一七六〇)藩の御札所元締として任命された富商十八人のうちの一人で、「是ハ是非々々出さねばならぬ米といふ」(『国事叢記』十五)と弁明しているところから、恐らく藩役人の許可を得ているものと考えられる。
- 『国事叢記』(十一) 宝暦八年三月十二日の条
- 『福井県史』(二) 三九頁
- 『国事叢記』(二) 宝暦八年十二月朔日の条
- 『慶永公御代給帳』(『松平家蔵』昭12市立福井図書館刊)に、牧村家二名は「大坂出入」町人四十八名のうちの筆頭に記載され、高三百石といえは高知席十七家、寄合席三十九家、定座番外十三家の次にくる奉行や目付クラスに相応する高禄となっている。
- 御用達に対する優遇策は、他の諸藩についても同様で、例えば毛利藩の場合、大坂町人鴻池善八が藩用達に命ぜられたのは享保五年(一七二〇)であるが、藩はこれに対して同六年より米二百俵下附、さらに十四年からは五百俵に増額して利子以外の大きな特権を与えている。なおその他の御用達についても多額の扶持米を受けたのみならず、殆ど累年にわたって紋章、羽二重その他の呉服物をおくられて優遇された。
- 〔奈良本辰也「近世封建社会における商業資本の問題」(『前掲書』二二頁)〕
- 『福井県史』(二) 三九頁
- 『国事叢記』(十二) 宝暦十年五月七日の条
- 宝暦九年三月越州屋市郎右衛門が御蔵守に任命されたため、従来五人扶持に三人扶持が加増されて計八人と扶持になった。〔『国事叢記』(十一)〕
- 幸田成友『増補江戸と大坂』(昭17富山房)で、諸藩の大坂借金の方法について具体的に説明している。(二九二―二九四頁)
- 森 泰博「福井藩の大坂借金」(宮本又次編『商品流通の史的研究』昭42 ミネルヴァ書房 所収 一四三―一五頁)で、三井文庫編「近世後期における主要物価の動態」収載の享保初年(十八世紀初頭)と推定される「覚」の大坂登米一覽には福井藩は出てこないし、また延享大坂武鑑にも福井藩の蔵屋敷や留守居の記載がないところから、この時期までの大坂廻米は僅かで、大坂商人の貸付はあっても蔵米販売に結びつかぬ大名貸と見做されるが、宝暦年間に至り、福井藩が大坂領主米市場において毎年廻米する藩として登場することになり、直接借金の元利払いと結び付け得るものは藩の租入現米量からみて、年間一―二万石程度と推定している。
- 諸藩の大坂廻米につき、例えば加賀藩では物成二十数万石から用米、下行米、扶持米、江戸廻米等を差引き、年々十万石程を大坂に登せて金に代ることができた。(土屋喬雄『前掲書』二八頁)しかし、薩摩

## 三上 藩政動揺期の諸問題

- 藩の場合は租入現米は約十二、三万石で、そのうち扶持米、役料その他を除き年々大坂へ廻送して売払った米は僅かに一万数千石乃至二万石に過ぎなかった。(二九頁)
- ③4 「御金御頼大坂町人名元」として大坂での著名な両替商や富商二十名をあげての。米屋平右衛門、鉄屋庄左衛門、鴻池屋善右衛門、三井屋八郎右衛門、和泉屋次郎右衛門、銚屋六兵衛、鴻池屋又右衛門、鴻池屋善八、辰巳屋久左衛門、平野屋五兵衛、大庭屋次郎右衛門、油屋彦三郎、近江屋休兵衛、助松屋忠兵衛、加嶋屋十郎兵衛、塚屋佐兵衛、志布子や四郎兵衛、升屋平右衛門、平野屋仁兵衛、嶋屋市兵衛  
また「御家御出入御用掛大坂町人」として次の四名をあげている。  
鹿嶋や久右衛門、長浜や源左衛門、袴や弥右衛門、袴や伊右衛門
- 〔『国事叢記』(十五)〕
- ③5 「文化七年正月江戸御国大坂當時御取扱在之御借金・附午年中元利御渡方」(村田氏寿編『会計之部』松平文庫)  
「弘化四年未年御借財御訳立」(村田氏寿編『前掲書』)
- ③7 江戸借金二九四、〇〇二兩のうち公金借入一四一、七八二兩を除いた残額一五二、二二兩の内訳は、上野御山内一一、五四〇兩、江戸一橋様二、五〇〇兩、江戸当座一八、四〇〇兩、江戸古調達四七、八八五兩二朱、江戸古調達御訳立七一、八九六兩二朱となっている。(「弘化四年未年御借財御訳立」より)
- ③8 領内富商に対する御用金賦課につき、『三國町史』(四四六―四五七頁)において年別にかなり詳細な記載がみられるが、その数字を集計すると次の通りである。  
(註、銀表示のものは、その当時の大坂での平均相場により兩に換算して集計した。)
- 天明八年(一七八八)より文政六年(一八二三)までの約半世紀間の御用金賦課額は計一八二、六〇〇兩で、そのうち三國湊の豪商内田惣右衛門、内田平右衛門兩人で負担した分が計三五、七二〇兩、さらに翌文政七年(一八二四)より弘化元年(一八四四)までの二十年間の内田惣右衛門による調達金が一三三、二九三兩に上っている。
- また六代目内田惣右衛門の手記によると、享和三年(一八〇三)より文政九年(一八二六)までの間に正金一一、〇〇〇兩を調達しており、十九世紀以降では領内御用達のうちでもとくに内田惣右衛門への借金依存度が高まり、「弘化元年十月三國の巨商内田惣右衛門等に倚頼して累年の借財を整理せしむ」(『福井県史』(二) 六〇頁)との記載までみられるが、巨額に上る赤字財政に対し、彼の力を以てしても如何ともできなかったのは拙稿で問題にした弘化四年の総額八十七万兩の巨額に上る借財により明らかである。
- ③9 『国事叢記』(十一) 宝曆八年八月二十九日の条
- ④0 『前掲書』(十二) 宝曆十一年三月十六日の条
- ④1 『前掲書』(十五) 明和五年二月二十日の条
- ④2 横井小楠「富国論」(山崎正薫編『横井小楠遺稿』所収 昭17) 三一頁
- ④3 革新的藩臣の代表である由利公正も「儉約」について論じ「金がないから儉約をするといふでは、実に無智も亦甚だしいことぢや、……(中略)……私は水野の儉約令に逢ふた、俚語に銀の響鑄潰して〜と唱はれたので、私の国などでは障子の塗骨まで削つて仕舞うた、かくして人心が全く萎縮して仕舞うたのぢや」と厳しい批判を加えている。「(隨筆」(由利公正通編『子爵由利公正伝』付録所収 七七頁)』
- ④4 『日本経済叢書』(巻二五、三三二頁) 国産奨励や専売仕法は直接には藩の封建的危機克服の手段として実施されるが、この

政策ほど領主権力の階級的支配の本質を露骨に示すものはない。〔吉永 昭「藩専売制度の基盤と構造」(『日本経済史大系』四、東大出版会刊)二二九頁〕

④⑥ 『福井県史』(二) 四五—四六頁

④⑦④⑧ 横井小楠「時務策」(山崎正董編『前掲書』七〇—七一頁) 時務策は天保十四年の作で、そのなかで「貸殖の政を止むること」と題して述べている。

④⑨ 江戸時代の百姓一揆は天保年間が最高の件数を示し、越前国でも十三件で藩政期全体の六十一件の二一%を占め、反封建斗争の最大の昂揚をみせている。〔拙稿「百姓一揆の質的転換について」(『前掲書』)〕

⑤⑩ 拙稿「横井小楠の富国策について——藩政改革の路線設定への一展望——」(『若越郷土研究』十二の四、昭和四二・九)において、小楠が民富論に基く商権回収と資金融通論により、貿易促進、藩財政の再建など一連の富国策の実現を期待したことについて拙考を試みた。

また拙稿「橋本左内の外交観について——日露同盟論を中心に——」(『社会文化史学』三号、昭和四二・八「社会文化史学会編」所収)で、左内の積極的開国政策の経済的側面が貿易振興を主軸とする富国強兵策にあることを論述した。

(福井県立福井商業高校教諭)